

第31回中城村農業委員会会議（総会）議事録

1. 招集年月日 令和8年3月25日（水）
2. 招集の場所 中城村役場 会議室2-3（2階会議室）
3. 開催日時 令和8年3月25日 14時00分から16時00分
4. 出席委員
1番 比嘉 盛安（会長）
2番 花城 康樹（会長職務代理者）
4番 比嘉 康雄 6番 屋良 照枝
5. 欠席委員
3番 川田 哲也 5番 小橋川達則
6. 議事日程
第1 会期について
第2 議事録署名人及び書記の指名について
第3 案件
議案第106号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第107号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
議案第108号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画
(案)の承認について
報告第23号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告第24号 地域計画及び目標地図の変更について

7. 出席職員
事務局長 仲村 武宏
農政係長 山下 大作

8. 会議の概要

議長（会長）

ただいまより第31回農業委員会総会を開会します。
今日は欠席が2人、川田さんと小橋川さんが欠席となっています。
まず最初に、農業委員会憲章を唱和します。康雄さん、よろしくお願いいたします。

4番

（農業委員会憲章の唱和）

議長（会長）

ありがとうございました。それでは総会に入ります。
会期については、今日1日でよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり

議長（会長）

今日1日です。
議事録署名人の指名は、4番さんと6番さんでお願いします。
書記の指名ですが、山下係長でお願いします。
主要業務報告を行います。
3月10日、農業委員会常設審議会、南風原町で14時から16時です。
3月24日、第31回農業委員会総会の打合わせ。

事務局

それから今日3月25日、第31回農業委員会総会です。
明日3月26日、16時から産業まつりの実行委員会の最終会合があります。
主要業務報告は以上です。
それでは案件に移ります。議案第106号、議案第107号、議案第108号、以上3点を一括して事務局より説明をお願いします。

皆さん、こんにちは。今年度も最後になりますけれども、よろしく願いいたします。早速ですが、お配りした資料に沿って説明をいたします。

議案第106号 農地法第3条の規定による許可申請について。

(議案第106号を議案書をもとに朗読)

次に議案第106号について補足説明をいたします。

1番は、借受人が新規に農業参入を図るために、貸付人より申請地を賃貸借するものであります。

この申請人が確保する農業機械等の導入台数3台、農作業従事日数300日、営農計画(作目:野菜)等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計1,602㎡です。

今回の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

よって、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと思われま

す。

2番は、借受人が新規に農業参入を図るために、貸付人より申請地を賃貸借するものであります。

この申請人が確保する農業機械等の導入台数2台、農作業従事日数160日、営農計画(作目:飼料用作物)等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計2,698㎡です。

今回の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

よって、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと思われま

す。

3番は、借受人が新規に農業参入を図るために、貸付人より申請地を賃貸借するものであります。

この申請人が確保する農業機械等の導入台数5台、農作業従事日数180日、営農計画(作目:野菜・果樹(バナナ))等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計2,024㎡です。

今回の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

よって、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと思われま

す。以上になります。

次に6ページをお開きください。

(議案第107号を議案書をもとに朗読)

次に、議案第107号について補足説明をいたします。

1番は、譲受人が申請地を貸駐車場に利用するために、譲渡人より申請地の権利を取得し、転用するものであります。

申請地は、農用地区域内にある農地以外の農地で市街地の区域内にある農地です。また、街区の面積に占める宅地面積の割合が40%を超えています。転用による農地の集団性への影響は軽微であり、今後の農業上の公共投資の予定もなく、運用通知第2の1の(1)のエの(ア)のbの(b)、第3種農地に該当するものと判断され、転用する面積も妥当と思われま

す。

2番は、譲受人が申請地を個人用の駐車場と資材置場に利用するために、譲渡人より申請地の権利を取得し、転用するものであります。

申請地は、農用地区域内にある農地以外の農地で市街地の区域内にある農地です。また、街区の面積に占める宅地面積の割合が40%を超えています。転用による農地の集団性への影響は軽微であり、今後の農業上の公共投資の予定もなく、運用通知第2の1の(1)のエの(ア)のbの(b)、第3種農地に該当するものと判断されます。しかし、転用面積と事業計画につきまして、本申請は、個人による駐車場及び資材置場としての転用であり、申請面積が404㎡と比較的広く、事業計画の内容から判断しても、転用目的に対して必要な面積を上回っているものと考えられます。また、資材置場の計画において示されている水管や排水溝については、現時点で保有しているものではなく、今後取得予定とされているものであり、加えて、それらを含めた具体的かつ継続的な活用計画も明確に示されていないことから、事業計画としての具体性と確実性に欠けるものと判断されます。このため、農地法に基づく許可基準に照らし、面積の妥当性及び事業計画の確実性の両面において課題がある案件と考えます。

3番は、譲受人が申請地に一般住宅を建築するために、譲渡人より申請地の権利を取得し、転用するものであります。

申請地は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する10ヘクタール未満規模の小集団の農地の区域にあり、申請地は縁辺部に位置し、農地の集団性への影響は軽微であり、今後の農業上の公共投資の予定もなく、運用通知第2の1の(1)のオの(ア)のb、第2種農地に該当するものと判断されます。また、転用する面積も妥当であり、他に代替する土地等ありません。以上になります。

次に10ページをお開きください。

(議案第108号を議案書をもとに朗読)

議案第108号について補足説明をいたします。

1番は、利用権の設定をする者(貸付人)から沖縄県農業振興公社へ利用権を設定し、さらに沖縄県農業振興公社から、利用権の設定を受ける者(借受人)へ利用権を同時に再設定(転貸)するものです。

利用権の設定を受ける者(借受人)の農作業日数は300日、作目は野菜、賃貸期間は10年です。

本計画については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項各号の要件を満た

	しているものと思われます。以上になります。
議長（会長）	提案理由の説明が終わりました。休憩を取って現場視察に行きたいと思います。 休憩をいたします。 （ 現 地 調 査 ）
議長（会長）	再開いたします。 議案第106号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご意見、ご質問等ありましたらお願いします。 「進行」の声あり
議長（会長）	進行の声があります。進行してよろしいでしょうか。 「はい」の声あり
議長（会長）	進行いたします。4番どうぞ。
4番	議案第106号 農地法第3条の規定による許可申請についてであります。先ほど事務局から説明も受けて、休憩を挟んで現地も確認してきました。1番、2番、3番についても新規参入ということで、本員は許可したいと思います。
議長（会長）	ただいまのご意見に異議ございませんか。 「異議なし」の声あり
議長（会長）	異議なしでありますので、議案第106号については許可といたします。 続きまして、議案第107号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について質疑に入ります。ご質問等ありましたらお願いします。 「休憩」の声あり
議長（会長）	休憩します。 （ 休 憩 ）
議長（会長）	再開します。 議案第107号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議に入ります。どなたかご意見ありましたらお願いします。2番どうぞ。
2番	議案第107号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。1番と

	<p>3番は問題がないという判断で許可相当としたいと思います。2番につきましては、個人的な駐車場及び資材置場としての転用でありまして、面積も大きく必要な面積を上回っていきまして、現時点で保有しているものではなく、今後予定しているものということもありますし、事業計画としての具体性と確実性に欠けるものと判断をいたしまして、農地法に基づく許可基準に照らしますと、課題があるという判断にしたいと思います。</p>
議長（会長）	<p>ただいまのご意見に異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議長（会長）	<p>異議なしでありますので、以上の内容で進達をいたします。</p> <p>続きまして、議案第108号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の承認について（利用権貸借）審議に入ります。ご質問等ありましたらお願いします。</p> <p>「進行」の声あり</p>
議長（会長）	<p>進行の声があります。進行いたします。</p> <p>どなたか。4番どうぞ。</p>
4番	<p>議案第108号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の承認についてでありますけれども、先ほど事務局から説明も受けて、休憩を挟み現場も確認しました。この件につきましては、沖縄県農業振興公社との再契約の案件ですので、本員は承認したいと思います。</p>
議長（会長）	<p>ただいまのご意見に異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議長（会長）	<p>異議なしでありますので、議案第108号については承認といたします。</p> <p>続きまして、報告事項に移ります。事務局より議案第23号、第24号、続けてご説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、12ページをお開きください。</p> <p>（報告第23号を議案書をもとに朗読）</p> <p>次に、報告第23号について説明いたします。</p> <p>市街化調整区域の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第4条第1項及び第5条第1項に規定される許可は不要とされているもので、今回は5条の届出が1件ありました。内容は記載のとおりで、添付資料も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。以</p>

上になります。

続きまして報告第24号、これは地域計画及び目標地図に伴うものになりますが、令和7年度の3条申請許可により、地域計画における農業を担う者（耕作者）の変更がありましたので、一括して計画を変更いたしました。その内容について、ご報告いたします。

(報告第24号を議案書をもとに朗読)

議長（会長）

報告は終わりました。

議案審議は以上となります。

これで、第31回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 16時00分

中城村農業委員会規則30条第2項の規定によりここに署名する。

中城村農業委員会会長 比 嘉 盛 安

議事録署名人

4番委員 比 嘉 康 雄

議事録署名人

6番委員 屋 良 照 枝